

五丁番 本業に別は異議はあつたかあるへん 残会が決議を至てから行
つてもらひたい 家が下町にひきつゝることは遺憾である

今後充分注意されたい

五九番 私も同感である 町長から意を表示されたい

町長 私も当然 残会の承認がすんでから着手するものと思つて

ありまして先般現地を見つては 建前がすん

どあり 哑然としました 今後二の要る三との要つまうに

充分注意をいたします

残長 五九番に異議はありませんが

満場 異議なし

残長 五九番残会がすんでからとあつた残会が三十七番はるち常通り 決定

いたします

残長 残会が三十七番 五九番に異議をいたします

東京都西多摩郡福生町役場

残会が三十七番 五九番に異議をいたします

書記朗読

町長 自動車への購入については特別委員会設置と協定されて

ありまして五月初旬に新車の五十年型を買つて今迄の

車を五十年型に処分したほうかよいと云うは意見がありまし

たので方々に引とりえを物色中というところ 五九番市町村

職員共済組合に十万円を賣るべく努力しましたか 一万円

引つてくれと云うことで九万円を賣ることはいたしました

残長 五九番に異議はありませんが

満場 異議なし

残長 五九番残会がすんでからとあつた残会が三十七番 五九番に異議を

決定いたします

残長 残会が三十七番 五九番に異議をいたします

改定第三九号所有建物押下けりつる

書に朗読

町長 この建物は本町上下村にある商店街協同組合に貸しこある
建物ですむに協同組合と町内会と両方から押下けりの願書
が出ておりまして今両方の組合がひきつて一応本町連合
会の集会の場を以てしたいと云うことをえ々本町部落の建
物にうちを関係もあり連合会に押下けることが適当とみ
とめ本町と提出をいたしました

オ三番 私は本町住民の立場から具合がわるいので代理者の田村
さんに相談をしてもうまいしなから田村さんから報告ゆか
いよう

オ三番 本單につては今下から説明の通り私の記憶ではこの押
下けりについては昨年協同組合員会に付託されてから昨年末

東京都西多摩郡福生町役場

を過してありましてこれがほんとうに複雑の事情もあつたよ
うです。がこれらの事は処理されてありまして本町の申
請とすためと云ふことがあつたときあります

オ七番 二十五年目の根拠は何から出たか

オ三番 昨年支番新築の費用が十六万円、建物二十坪九分の内
町の増築分四年（坪は二〇〇坪）一万七千六百坪、これが
今迄の地代等の諸費用一六万八千坪合計二十四万六千坪
と云うてありまして

オ六番 町並計画路線と関連してどう思うか下内で骨玉
あつたらうなりやうか

オ七番 町並が見てもこの価格は安当とは考えられないか町並
計画道路を實施するときの協力の分も含むと云う
意味ならは賛成する

議長 本案には異議はありませんか

異議なし

議長 此の異議からいふところとあつた決議第三十九号は原案通り決定いたします

議長 決議第四十号に上投いたします

決議第四十号 所有土地譲渡につて

書に朗讀

町長 本事業土地は神社境内地でありまして、すむに処理されたいなり、水はたらないものがありまして、現在山林にまづける所でありまして、当初の目的に沿うように譲渡をなつてふふ申請がありまして、なうをふふとふとあつた事業に提出いたしました

町長 此の場所は神社の裏側に住宅が二戸ある所か

町長 ちかいです、あの家には園地があります

その土地にある所です

議長 事業には異議はありませんか

異議なし

議長 此の異議からいふところとあつた決議第四十号は原案通り決定いたします

午後二時三十分休憩 午後二時四十分再開

議長 決議第四十一号に上投いたします

決議第四十一号 福生市都市計画税条例制定につて

書に朗讀

町長 都市計画税は先般地方税法改正の際法律第七十一項の規定により新設された目的税でありまして、福生市は現在立川市都市計画の一環として指定されておりますが、近



き将来には福生を中心とした都市計画が施行される状
 況下にあるものとこの法律の改正は本年にとつては
 非常に都合ありの改訂ありまして平年度になつたと
 約二三〇万円の程度の新財源が得られることになりまし
 今までも当市は年々都市計画事業を実施してまゐりな
 か本年度からはこの財源を全額都市計画事業費に充
 てられることになりまし
 税率は土地^{（家賃の増）}価格の平年度は〇・二とし本年度に限
 り〇・一五とするに総務委員会の承認を得てあり
 ます
 評価額の総額は約十億六千万円となつて
 ありまし

オミヤ(総務委員長) 本業につては三十四の委員会におつて
 審議いたしましたか 要は税率の是でありますか 平年

東京都西多摩郡福生町役場

度は〇・二とし本年度に限り〇・一五としなかけたり新年度に
 よると都議会では〇・一と修正したまうてありますか この是につ
 きましてはもう少し検討をゆかいませう

オミヤ 今委員長から経過の説明がありましたか 本業につてはあく
 まで新年度であり税率については充分検討したか この
 ハネカイリは市民の負担となるのか法律は〇・二であるが
 近隣の振金も勘案して本年は〇・一五とした次第で
 ありませう 都議会では〇・一と修正したまうてあるから極
 重に検討される〇・一とするに十分適当であると思ふ

このうち近隣の状況はどうか

貫井課長 近隣の状況は調布で〇・一五の外はさつてありますん
 町長 青森は財政再建法の適用をうけるには満度であると
 思ふことにあると思ひます

オ十番 ニの考え方については二十三番役員と同感である

この新税を一年くものほしうとする考え方は理事者
か都市計画事業に対して非常—に熱心である—と
あらわれぬある これにより より以上活発に推
進できると思うか 町長の考えはどうか

町長 非常—に熱心な所員と承ります—の

都市計画税は受査者に対するものかある今迄は
この事業は一般財源に充てて実施してきたが土地
の値上げ等のため多少の税を所有者に負担して
もらうことは必要を得たものと考え提案した次第
であります 従来都市計画事業は主として国庫補
助をよびに施行してきた 却の補助七二〇月に国
の四百五十万を加えると二百四十万位の仕事を
かひきることと

東京都西多摩郡福生町役場

なるか何れにしても都市計画の財政をよびにしないといふ
ことは必要ありのむ或程度の犠牲は納税者に負担をねが
うて行いたいと思ひます 福生町の都市計画は立川

都市計画の一環として指定されておりますか福生町を
中心とした都市計画を實施せられたい陳情書を
すでに提出してありますか将来はどうしても福生町を
中心とした都市計画をほかるべきであると考へており
ます

オ十番 都市計画を強力に推進することは大賛成である又このた
めに費用を我々が負担するにても必要を得たいと思ふ
福生町を中心とした都市計画をより以上活発に推進
するよう努力せられたい

オ十番 六月一日から施行 となるならば二十三区の特例は当然その

前に議決にすると思うがその後でも六月一日から實施
できるか

貴井議長 六月一日からではなく、公布の日から施行し三年度分の都市
計画税から適用する。ことに附則二項で規定して
ありませう

オ三番 議長に伺いたうが新税を實施するに都議会とんじちが
ったためこのハネカイリが三多摩はもういびんか

議長 該等町村は北多摩全郡と、南郡二三ヶ所村と思ひます
か何れもまあさうなうと思ひうかこれから先は都の
車にならうところか多うと思ひう

オ三番 都の税率は当然三多摩はひびんこととなるがこれは
重要問題であるから近隣の情報をきいてから施行
したい

東京都西多摩郡福生町役場

オ三番 近隣の情報はすぐにはわからないと思ひう 税率は都の
〇・二に賛成する

オ十番 私も税率は〇・二に賛成する

オ六番 私には都の〇・二に賛成する

議長 本案については附則二項による税率三年度に限り
〇・二とあるを〇・一と修正するに決異議はありませ
んか

会場 異議なし

議長 決異議がなくとも決異議あり四十五は修正可決と決
定いたします

議長 議案第四十二号を上げます

議案第四十二号 町税賦課率条例の一部改正について

書記朗読

母井議長本改訂は主として法律の改訂に併うものがあります

オ十三条、オ十三条、オ十三条は「察」が新に加えられたものである

オ十四条は個人の特種別徴収に因する規定で思惟するの毎月徴収者
のつむぐは普通徴収のものとなる

オ十四条は減免の規定で「四前各号」の特別事情ある者」と
削除した

オ十八条は固定資産税の納税義務者と規定したものを、四項は
前二項と同じもの、二三項は新に加えたもの

オ十九条は固定資産税と都市計画税と合せて賦課、徴収する
ことと規定したものの

オ二十一条は宅地台帳に都市計画税と加えた

オ二十一條の「一」に「納税義務者」と加えた

附則は何れも法人に因するものがある

東京都西多摩郡福生町役場

オ三番（総務課）オ三番のつむぐは三上町の委員会に税務課長からの

説明をきき主として法律の改訂に併うもの、やむを

得ないものとみとめ、オ三番に整理をしようとした

議長 オ三番はオ三番はあり、オ三番か

滞り 滞りなし

議長 オ三番はオ三番とみとめ、オ三番はオ三番は、はるる通し決

定しようとする

議長 オ三番はオ三番は上控する

オ三番はオ三番は指定寄附受領につて

書記朗読

町長 オ三番は指定寄附受領の道路舗装工事の費として指定寄附

であり、オ三番は四丁万田以上と実施しなされる

ら、オ三番はオ三番の不足分として寄附の申出があり、オ三番を受

領することとした

議長 本日の議事は全部終了としたしを合議録署名員を

議長 署名なし

議長 本日の議事は全部終了としたしを合議録署名員を

定めたしを合

議長 本日の議事は全部終了としたしを合議録署名員を

署名したしを合

オ七番 (森田幸藏)

オ九番 (村尾四郎)

オ十番 (並木秀)

議長 署名はありせんか

署名なし

議長 署名はありせんか

議長 午後三時半(分)一回臨時町議会を閉会致しす
右会議の顛末を記録しその相違ないことを証する
ため茲に署名する

昭和三十一年九月二十九日

福生町議会

議長 田村利

議員 木村田幸藏

議員 並木秀

議員 村尾四郎

東京都西多摩郡福生町役場

昭和三十一年六月二十九日第二回定例会

福生町定例議会々議録
昭和三十一年六月二十九日第二回福生町議会定例会を福生
町役場に開会す

出席議員は左の通りである

第一番 渡井 明 第二番 井上 頼太郎 第三番 米泉 薫
第四番 石川 信義 第五番 飯野 富十郎 第六番 設楽 美知
第七番 森田 幸藏 第八番 田村 利一 第九番 村尾 四郎
第十番 並木 秀 第十一番 高橋 三郎 第十二番 中西 虎藏
第十三番 中 林 一 第十四番 山下 幸三 第十五番 清水 兵市
第十六番 石川 常太郎 第十七番 瀬古 清藏 第十八番 大久保 一郎
第十九番 森田 光一 第二十番 田村 祐一 第二十一番 西村 光人
地方自治法第百三十九条の規定により会議の事件説明
のため議長から出席を求められ出席した者は左の通り